国際レスキューシステム研究機構における科学研究費補助金の研究実施規程

国際レスキューシステム研究機構
会長　田所　諭　　制定
平成２２年６月１日

（目的）
第１条　この規程は、国際レスキューシステム研究機構の研究者が行う研究のうち、科学研究費補助金（以下、科研費という）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及をはかることを目的とする。

（組織、研究を行う職）
第２条　研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事するものは下のとおりである。

国際レスキューシステム研究機構　（研究員、非常勤・客員研究員、協力研究員）

（研究計画の策定）
第３条　研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。
２　当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを会長に提出するものとする。

（研究の実施）
第４条　研究者は、科研費による研究を行う場合は、国際レスキューシステム研究機構の活動として実施するものとする。

（研究成果の取扱い）
第５条　研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

（研究報告の義務）
第６条　科研費による研究を行う研究者は、科学研究費補助金制度に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを会長に提出するものとする。

（管理等の事務）
第７条　科研費の研究計画調書の取りまとめ、補助金の経理管理等の事務は、国際レスキューシステム研究機構の事務局が所掌する。

（法令等の遵守）
第８条　国際レスキューシステム研究機構に所属する研究者は科研費による研究の遂行に当た

り、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

附則

この規程は、平成２２年６月１日から施行する。